

調布市障害者の意思疎通に関する条例（素案 v2）

第3回委員会（令和6年1月30日）	第2回委員会（令和5年12月19日）
<p><u>聴覚，言語機能，音声機能，視覚，盲ろう，失語，知的，発達，高次脳機能，重度の身体などの障害や難病のため，意思疎通を図ることに支障がある</u>障害者には，その特性に応じて多様な意思疎通の<u>手段</u>があり，その選択の機会が確保されることは，全ての障害者に保障されるべき基本的な権利です。</p> <p>しかしながら，現状ではその権利の保障や多様な意思疎通手段への理解は十分であるとは言えません。</p> <p>私たちは，多様な意思疎通手段が，<u>それら</u>を必要とする人だけでなく，社会において広く理解されることにより，障害者の意思疎通を図る権利が尊重され，安心して生活することができる環境を整え<u>るとともに，障害の有無に関わらず豊かなコミュニケーションを通じて，誰もが相互につながることができる</u>共生社会の更なる充実を目指し，この条例を制定します。</p> <p style="text-align: right;">(349文字)</p>	<p>障害者には，その特性に応じて多様な意思疎通を<u>補助する</u>手段があり，その選択の機会が確保されることは，全ての障害者に保障されるべき基本的な権利です。</p> <p>しかしながら，現状ではその権利の保障や多様な意思疎通手段への理解は十分であるとは言えません。</p> <p>私たちは，多様な意思疎通手段<u>を必要とする人だけでなく，社会において広く理解されることにより，障害者の意思疎通を図る権利が尊重され，安心して生活することができる環境を整えるため，</u><u>共生社会の更なる</u>充実を目指し，この条例を制定します。</p> <p style="text-align: right;">(232文字)</p>

<修正のポイント>

(1段落目)

- ・第3条の定義とは別に、意思疎通に配慮や支援が必要な障害種別を最初に列記しました。文言は、国の「地域生活支援事業実施要綱」における「意思疎通支援事業」での対象者の記載から引用しています。
- ・「補助する」を削除しました。

(3段落目)

- ・「社会において広く理解される」の対象が文章に不足していたため、文言を追加しました。
- ・意思疎通手段がそれを必要とする人だけのためでなく、障害の有無に関わらず、相互に意思疎通を図れるための手段であることを追記しました。
- ・「調布市基本構想」（令和5年度～令和12年度）に掲げるまちの将来像「ともに生き ともに創る 彩りのまち調布」をもとに「誰尾が相互につながる」の文言を追加しました。

第3回委員会（令和6年1月30日）	第2回委員会（令和5年12月19日）
<p>（目的） 第1条 この条例は、障害の特性に応じた多様な意思疎通手段に対する理解の促進及び普及に関する基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、市の施策を総合的に推進するために基本的な事項を定めることにより、意思疎通における支援を必要とする障害者の権利<u>を保障し</u> <u>、もって</u> 共生社会の充実に寄与することを目的とする。</p>	<p>（目的） 第1条 この条例は、障害の特性に応じた多様な意思疎通手段に対する理解の促進及び普及に関する基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、市の施策を総合的に推進するために基本的な事項を定めることにより、意思疎通における支援を必要とする障害者の権利<u>が保障さ</u> <u>れ、全ての市民が豊かなコミュニケーションをとることができる</u> <u>る</u>共生社会の充実に寄与することを目的とする。</p>

<修正のポイント>

- ・「全ての市民が豊かなコミュニケーション」（意思疎通）の要素は、前文に加え本条では内容を若干簡素化しました。

第3回委員会（令和6年1月30日）	第2回委員会（令和5年12月19日）
<p>（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 障害者 身体障害，知的障害，精神障害（<u>発達障害及び高次脳機能障害を含む。</u>）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって，障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者をいう。</p> <p>(2) 意思疎通手段 手話，要約筆記，筆談，代筆・代読，点字，音声，触手話，指文字，<u>指点字</u>，絵図，平易な表現，<u>情報機器</u>その他の障害者が意思疎通を図るために必要とする手段をいう。</p> <p>(3) 市民 市内に在住，在勤又は在学する者その他市内で活動する全ての者をいう。</p> <p>(4) 事業者 市内において事業活動を行う<u>個人，法人及び団体</u>をいう。</p>	<p>（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 障害者 身体障害，知的障害，精神障害 _____ _____その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって，障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者をいう。</p> <p>(2) 意思疎通手段 手話，要約筆記，筆談，代筆・代読，点字，音声，触手話，指文字， _____ 絵図，平易な表現 _____ その他の障害者が意思疎通を図るために必要とする手段をいう。</p> <p>(3) 市民 市内に在住，在勤又は在学する者その他市内で活動する全ての者をいう。</p> <p>(4) 事業者 市内において事業活動を行う<u>者</u> _____ _____をいう。</p>

<修正のポイント>

- ・「障害者」の定義に「発達障害及び高次脳機能障害」を含むことを明記しました。失語症，聴覚障害等も同様に「身体障害」に含まれていると解しますが，ここではなく前文の冒頭で明記する形としています。
- ・「意思疎通手段」の定義における例示列举に「指点字」及び「情報機器」を追加しました。
- ・「事業者」の定義について，「者」の示す範囲を明確化するため，「個人，法人及び団体」へと修正しました。（参考資料2。6ページ）
※手話言語条例と同様

第3回委員会（令和6年1月30日）	第2回委員会（令和5年12月19日）
<p>（基本理念）</p> <p>第3条 障害の特性に応じた多様な意思疎通支援手段に対する理解の促進及び普及は、以下の基本理念のもとに行わなければならない。</p> <p>(1) 障害特性に応じた意思疎通手段の選択の機会が確保されることは、障害者の基本的な権利として最大限尊重されなければならないこと。</p> <p>(2) 障害の特性に応じた多様な意思疎通手段は、障害の有無に関わらず相互に人格及び個性を尊重し合いながら共生する社会のために、意思疎通手段を必要とする者だけでなく、社会において広く理解されることが必要であること。</p> <p><u>(3) 意思疎通を図ることに支障がある障害者の社会参加のためには、生活のあらゆる場面で意思疎通手段を利用しやすい環境の整備が必要であること。</u></p>	<p>（基本理念）</p> <p>第3条 障害の特性に応じた多様な意思疎通支援手段に対する理解の促進及び普及は、以下の基本理念のもとに行わなければならない。</p> <p>(1) 障害特性に応じた意思疎通手段の選択の機会が確保されることは、障害者の基本的な権利として最大限尊重されなければならないこと。</p> <p>(2) 障害の特性に応じた多様な意思疎通手段は、障害の有無に関わらず相互に人格及び個性を尊重し合いながら共生する社会のために、意思疎通手段を必要とする者だけでなく、社会において広く理解されることが必要であること。</p> <hr/>

<修正のポイント>

- ・（第3号）社会参加に関する項目を追加しました。※手話言語条例と同様

第3回委員会（令和6年1月30日）	第2回委員会（令和5年12月19日）
<p>（市民の役割） 第5条 市民は、障害の特性に応じた多様な意思疎通手段に関する理解を深めるとともに、市が実施する意思疎通手段の利用の促進に関する施策に協力し、<u>共生社会の充実に寄与</u>するよう努めるものとする。</p>	<p>（市民の役割） 第5条 市民は、障害の特性に応じた多様な意思疎通手段に関する理解を深めるとともに、市が実施する意思疎通手段の利用の促進に関する施策に協力 _____ するよう努めるものとする。</p>

<修正のポイント>

- ・調布市聴覚障害者協会からの意見（参考資料2。6ページ）をもとに追加しています。※手話言語条例と同様

第3回委員会（令和6年1月30日）	第2回委員会（令和5年12月19日）
<p>（事業者の役割） 第6条 事業者は、<u>多様な意思疎通手段に関する理解を深め</u>、市が実施する意思疎通手段の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるとともに、障害の特性に応じた多様な意思疎通手段を必要とする者<u>にとって</u>暮らしやすい環境の整備に努め、<u>共生社会の充実に寄与す</u>るものとする。</p>	<p>（事業者の役割） 第6条 事業者は、 _____ 市が実施する意思疎通手段の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるとともに、障害の特性に応じた多様な意思疎通手段を必要とする者 _____ 暮らしやすい環境の整備に努め _____ するものとする。</p>

<修正のポイント>

- ・調布市聴覚障害者協会からの意見（参考資料2。6ページ）をもとに追加しています。
（「が」→「にとって」等の細かな表現は、今後市の法制担当部署とも調整を図ります。）※手話言語条例と同様

※ 以下の条文は、次回（第4回）の委員会で取り扱います。
現時点では、第2回委員会の素案と同じ内容となっています。

（施策の推進）

第7条 市は、障害者の意思疎通に関する次に掲げる施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

- ・理解の促進・普及
- ・情報取得，共有
- ・意思疎通支援者の育成・確保
- ・意思疎通支援者の派遣
- ・就労・就学
- ・教育，医療，介護，保健福祉
- ・災害その他の非常事態
- ・その他市長が必要と認める施策

2 市は、前項に規定する施策の推進にあたっては、意思疎通手段を必要とする障害者その他関係者の意見を聴くよう努めるものとする。

（財政上の措置）

第8条 市は、障害者の意思疎通に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（委任）

第9条 この条例の施行について必要な事項は、市長その他の市の機関が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。